

令和7(2025)年度

介護サービス事業者に対する集団説明会

〔(介護予防)訪問リハビリテーション〕



栃木県保健福祉部指導監査課

資料の構成

各ページごとに **事例** **指導・ポイント** **基準** の順に掲載しています。

※音声の説明は原則、事例及び指導・ポイントについて行います。基準は、必要に応じてご自身で確認してください。

※説明内容を示すページと事例等を掲載するページの2ページごとのセットになっております。なお、追加の資料等がある場合は3ページ以上になっている場合もあります。

運営に関する基準

1 心身の状況等の把握

事例

- 当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者が開催するサービス担当者会議に出席しているが記録がない。

指導・ポイント

- サービス担当者会議の記録を作成すること。
- 当該記録には、サービス担当者会議において把握した利用者の心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等のほか、会議日時、参集者等の情報について記載すること。

（居宅介護（介護予防）支援事業者から会議録の写しを求めることでも差し支えない。）

基準

【居宅基準省令第83条で準用する第13条】

2 衛生管理等

事例

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。

指導・ポイント

- 上記委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 上記指針を整備すること。
- 上記研修及び訓練を定期的にそれぞれ実施すること。

基準

【居宅基準省令第83条で準用する第31条第3項】 【居宅基準解釈通知第3の一の23②】

3 秘密保持等

事例

- サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の代理人のみの立場から同意を得ていた。

指導・ポイント

- サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

基準

【居宅基準省令第83条で準用する第33条第3項】

介護報酬

1 算定の基準

事例

- 利用者に対し、3月以上指定訪問リハビリテーションを実施しているが、継続利用が必要な理由が不明確であった。

指導・ポイント

- 3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と当該事業所の医師が判断する場合には、リハビリテーション計画書にその継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他の指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載すること。

基準

【居宅報酬留意事項通知第2の5(1)⑥】

2 リハビリテーションマネジメント加算（1 / 2）

事例

- リハビリテーション会議を開催しているものの、開催時期が不定期であり、会議内容の記録がない。

指導・ポイント

- 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該会議の内容を記録すること。

基準

【大臣基準告示第12号イ(1)(3)】 【居宅報酬留意事項通知第2の5(10)】

2 リハビリテーションマネジメント加算（2 / 2）

事例

- 訪問リハビリテーション計画の説明は、当該事業所の理学療法士が利用者又はその家族に対し行っているが、その内容について記録がない。

指導・ポイント

- 医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た旨を明確に記録すること。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告するとともに記録すること。

基準

【大臣基準告示第12号イ(2)】 【居宅報酬留意事項通知第2の5(10)】

資料の確認報告のお願い

集団説明会の資料を確認された方は、確認報告をお願いします。

本動画掲載ページと同じページに、確認報告へのリンクを用意しておりますので、案内に従って入力をお願いします。

報告期限は、令和8年6月30日（火）となっています。

- ※ 資料の掲載は、報告期限後も一定期間継続しますのでご活用ください。
- ※ 確認報告につきましては、報告いただいたかを後日照会する場合がございます。